

## 第9 福利・厚生

### 1 東京都弁護士国民健康保険組合

国民健康保険組合については、未加入会員への積極的な加入勧誘により、組合の資金的・人的拡充を図り、会員及び家族の健康維持増進を図るべきである。

### 2 各種保険、互助年金、国民年金基金、退職金

各種保険・共済・互助年金制度等の整備と拡充の問題がある。各種保険等は、死亡だけではなく、長期間休業の場合の生活の安定、また、近年増大しているうつ病等の精神障害補償特約に対応したのも導入されている。ただ、充実した制度の存在を知らない会員も多いことから、会員及び家族等を対象とした保険・年金等の説明会（勉強会）を定期的を開催するなどして、弁護士の安定した生活基盤の確立に寄与すべきである。

#### (1) 団体保険

東弁の団体定期保険は一般の定期保険に比べ有利なものであるが、従前はこれまでの保険内容を維持するためには35%以上の加入率が必要であり、会員数の増加に比べ保険への加入が少なかったため、2011（平成23）年6月1日以降、最高保険金額が4,000万円から2,800万円と減額になってしまった。保険法の改正により、加入率の縛りがなくなったことから、2018（平成30）年に最高保険金額が4000万円に戻ったが、今後も安定した制度の維持のため、保険加入を推進すべきである。

日弁連にも団体定期保険の制度があり、こちらについても加入を推進すべきである。

#### (2) 休業補償保険・所得補償保険

日弁連や全国弁護士協同組合連合会の制度として弁護士休業補償保険、弁護士所得補償保険がある。リレープランとしてGLTD（団体長期障害所得補償保険）が導入され、補償期間が最長で70歳までと長期になっている。いずれも弁護士の年齢や状況に応じた保険となっている。

#### (3) 互助年金

日弁連の制度として、拋出型企業年金保険（互助年金A・B種）がある。低金利の現在においても年利1.25%で運用されており、多くの会員が加入することが望まれる。

#### (4) 国民年金基金

国民年金基金は、老齢基礎年金の上乗せの年金を支給することにより、国民年金の第1号被保険者の老後生活に対する多様なニーズに応えることを目的とする公的制度である。

日本弁護士国民年金基金は、弁護士・専従配偶者及び事務職員のための職能型（全国単位）の国民年金基金である。年金基金の掛金は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が軽減される。充実した老後を送るためにも、上記（3）の互助年金同様多くの会員が加入することが望まれる。

#### (5) 退職金の積立

小規模企業共済制度は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（略称：中小機構）が運営する個人事業主のための積み立てによる退職金制度である。掛け金が全額所得控除、契約者貸付けの利用が可能など大きなメリットがあるため、より会員に周知徹底すべきである。加入申込は金融機関（銀行・信用金庫など）・中小企業団体中央会・中小企業の組合などで行っている。問い合わせは中小機構共済相談室 TEL050-5541-7171もしくはホームページにて行う。<https://www.smrj.go.jp/kyosai/>

### 3 東京都弁護士協同組合

東京都弁護士協同組合は、1968（昭和43）年に設立され、2018（平成30）年に50周年をむかえた。組合員数は2019（令和元）年10月31日現在、全体で1万7519名、うち東弁は7597名である。東弁協には会費がなく、組合員は東弁協が行う購買系、共済系、業務系の各サービスを受けることができる。また、全国弁護士協同組合連合会も結成されているが、組合員の拡大、全国連合会との連携強化を進め、より一層の内容の充実を図るとともに、協同組合の事業内容を組合員のみならず非組合員にもPRすべきである。

#### 4 健康診断の実施

健康診断は、春は国民健康保険組合、秋は東京三会主催で行われている。

早期発見・早期治療は病気を治療する上での基本であり、健康診断は治療のきっかけとして重要なことは言うまでもない。さらに、普段の生活（過労、飲酒、喫煙等）を見つめ直す機会ともなり、健康な生活を心がけるとい生活習慣病の予防的効果も大きい。

今後も健康診断の運営事務を合理化し、安価で充実した健康管理を目指すべきである。

#### 5 メンタル相談

弁護士という職業は、心の病の重要な原因の一つであるストレスに晒されていること、これまで以上に弁護士という仕事に不安を抱える会員が増大している可能性がある。日弁連は、弁護士業務とストレスのかかり等についてまとめた「弁護士のためのメンタルヘルスガイドンスブック」を作成しているほか、メンタルヘルスカウンセリング（電話相談、対面相談、Web相談）を実施している。メンタルヘルスカウンセリングは会員と同居の家族（18歳以上）が利用することができる。

#### 6 弔慰金・傷病災厄見舞金の減額

東弁の補償制度、日弁連の補償制度は、いずれも2005（平成17）年4月の保険業法の改正により廃止されることになった。東弁では、現在は、一般会計の中から社会的儀礼の範囲（概ね10万円程度）で弔慰金・退会見舞金のみが支払われており、傷病・災厄見舞金の支払いはない。日弁連では、傷病・災厄見舞金の制度も残しているが、これまで50万円程度とされていた弔慰金・退会見舞金が、2018（平成30）年度から3年毎を目安として各5万円を段階的に減額し、10万円程度まで下げることが予定されている。